

じやない、どこを見習えばいいわけじゃないけれども、今までの日本を全否定するということは非常に怖いと思うんです。日本らしさというものがこれから非常に生きてくる、こういうこともありますから、我が国の雇用慣行、それをきちんと視野に入れながら、調和をとった形で労働力の需給調整機能を發揮する、この視点が、我が党としても非常に高く評価しております。

もう一つ、職業安定法の改正のポイントは、これは正面から、民間の職業紹介事業者の需給調整、これの役割を認めました。そして、職安、公共といいますか、それと同時に、民間のそれぞれの持つていてる特徴、そしてその活力、これを引き出して、労働力需給調整をうまく行えるようにしていく措置がとられている、こういう点を私たちには評価をしているわけでございますし、国民の皆さんもこれに期待をされているというふうに思な

ます。

特に強調させていただきたいと思います。大臣とも前回いろいろと議論をさせていただきましたけれども、今回の論議では、ある程度は議論されましたけれども、特に労働者派遣事業制度においては、何といいましても育児・介護休業制度となりやすい、そういう環境に寄与するものである。今まで特例はありましたがけれども、これでより理解をしていただいて、休みたい、とりたい正社員の方も、そして派遣先も、また仕事を求める派遣労働者の方々にとつても三方一両得である、私はこのよう申し上げさせていただいているんですねが、やはり、こういう育児・介護休業、少子化時代の中での環境整備に大きく寄与する。

二つ目ですけれども、大臣もおっしゃっておられます、攻めの雇用、攻めの労働政策ということです、ベンチャーや中小企業の後押しができる、こういう側面、これが二点目でございます。

そして三番目は、何といいましても、働く方々

が派遣を通じて新たな常用雇用の機会を得るチャンスになる、これはきちんととしてですよ、こういうチャンスが拡大するんだということですございります。

そしてもう一つ、今に関連すれば、四点目としては、これらに共通して、五番目といいたしましては、これは新たな雇用機会をつくり出す、こいうこの法の精神があるわけでございます。

そういう意味で、これらが大切であるということを改めて国民の皆様方にもお訴えを申し上げ、大臣に御意見をお聞かせいただきたいんです。

いろいろ議論がございました。働く方々に不安や懸念の声がございます。それらを払拭しなければなりません。しかし、同時に、我が国のいい意味での雇用慣行に悪影響を及ぼさないよう、常用雇用の代替の防止のあり方、そして個人情報保護などの労働者保護のあり方など、こういったものが議論が行われたわけです。

こういうものが、この労働者派遣事業制度を通じて、円滑に、そしてうまく、その労働力需給調整が有効に機能するためには、こうした制度に対する働く方々の不安を払拭していく、これは大変大切なことだと思います。そして、制度に対する信頼を高めていくことが非常に大切なことだと思っております。また、派遣事業者の皆さん、業界の皆さんには、より高い倫理、そういうものが求められているのも、これは論をまたないわけでございます。

そこで大臣、これまで重ねてまいりました議論、これを通じまして、労働力需給調整のあり方を含めて、今後の雇用政策のあり方について、基本的なお考えを改めてお聞かせをいただきたいと思います。

○甘利国務大臣 もう専門家であります荒井先生の御質問の中にはすべて答えがあるというふうに思

○**甘利国務大臣** 短時間内に多数の質問をいたしましたので、それぞれ簡潔にお答えさせていただきます。

改正法の施行三年経過後に、専門的業務等に関する制度のあり方、あるいは派遣事由の限定等を含めまして、派遣法の規定について検討を加えることといたしたいと考えております。

また、派遣期間一年の制限の例外となります現行二十六業務につきましては、派遣就業の実情とかあるいは就業条件等を勘案しまして、今後、見直しに努めることとしたいと考えております。

○**石橋委員** 第二に、既に他の需給調整システムによつて労働力の需給調整が実施されている分野や就業条件の確保が難しい業務等については、原則として適用対象業務から除外すべきではないかと考えますが、どうですか。

○**甘利国務大臣** ただいまの御質問でありますが、製造業の直接生産工程の業務を当分の間適用除外業務といつしますとともに、適用除外業務の指定に当たりましては、中央職業安定審議会の意見を踏まえて適切に措置をしてまいりたいと考えております。

○**石橋委員** 次に、同一業務について、内容を可能な限り客観的かつ明確に指針等で定めるべきではないかと考えますが、どうですか。

○**甘利国務大臣** この点につきましては、多数の委員の皆様から御指摘をいただきました。

「同一の業務」及び「継続」の判断基準につきましては、中央職業安定審議会にお諮りをした上で、指針に可能な限り明確なものとなるよう定めることとしたいと考えております。

○**石橋委員** 次に、現行二十六業務と新たに解禁になる業務を同じ派遣労働者が行う場合は、一年間の派遣制限に該当し、更新してはならないことで、指針に可能な限り明確なものとなるよう定めることとしたいと考えますが、どうで

すか。

○甘利国務大臣 この点につきましては、現行の適用対象業務と新たに対象となる業務をあわせて行う場合ということになりますが、一年の制限期間に該当する旨を通達において明らかにすることいたしたいと考えております。

○石橋委員 次に、労働者派遣を受ける期間に関するクーリング期間については、同一業務について、派遣労働者の使用が終了してから新たに派遣労働者の使用を開始するまで三ヶ月の期間を置くよう規定めるべきではないかと考えますが、どうですか。

○甘利国務大臣 これも先生からたびたび御指摘をいただいております。

必要なクーリング期間は三ヶ月である旨を指針に明記をすることといたします。

○石橋委員 次に、派遣労働契約の一方的な中途解約に対する保護措置として、指針に規定されている措置の抜本的強化を図り、派遣先の派遣元に対する損害賠償責任の義務を明記すべきではないかと考えますが、どうですか。

○甘利国務大臣 ただいまの御指摘、すなわち、派遣先は派遣先の責めに帰すべき事由により派遣契約の中途解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図り、または少なくとも三十日前に派遣元への予告を行わなければならないとするとともに、予告をしない場合には三十日分以上の賃金に相当する損害賠償を、三十日前の日と予告した日の期間が三十日未満の場合その日数分以上の賃金に相当する損害賠償を行わなければならない旨を指針に明記をすることとしたいと考えております。

○石橋委員 次に、派遣元・派遣先による派遣労働者の労働・社会保険への加入を徹底させるために、必要な措置を定めるべきではないかと考えます。しかし、いかがですか。

○甘利国務大臣 派遣元は社会・労働保険に加入の必要がある派遣労働者について加入させてから労働者派遣を行うべき旨、及び派遣先は加入して

いる派遣労働者を受け入れるべき旨を指針に明記をすることといたしたいと考えております。

また、社会・労働保険に加入の必要がある労働者について加入させないままに労働者派遣を行った派遣元に対し、加入の指導を徹底いたしまして、指導に従わない場合には許可の不更新等の厳正な対処をする旨を通達に明らかにすることとしたいと考えております。

○石橋委員 次に、職業安定法について少し質問をしておきたいと思いますが、まず、有料職業紹介事業の適用除外職業については、労働者保護の支障が明らかになつた段階で早急に指定できるよう、その手続を含め、明確に定めるべきではないかと考えますが、どうですか。

○甘利国務大臣 ただいまの点につきましては、中央職業安定審議会の意見を聞いて取扱禁止職業を定めることといたしまして、この旨を省令に規定することとしたいと考えています。

○石橋委員 次に、アウトプレースメント事業で職業紹介を含むものについては、職業紹介事業の許可を取得すべき旨を指針等において明らかにするとともに、厳格な指導を徹底するべきではないかと考えますが、いかがですか。

○甘利国務大臣 現在までもそういう指導はいたしておりますが、御指摘の趣旨に沿いまして指針において明確化した上で、指導の徹底を図ることとしたいと考えております。

○石橋委員 次に、職業紹介事業者が紹介先に必要な情報の範囲の限定について定めるべきではないかと考えますが、いかがですか。

○甘利国務大臣 ただいまの点、御指摘の趣旨に沿いまして指針に明記をすることとしたいと考えます。

○前田(正)委員 次に、前田正君。

○前田(正)委員 今のお石橋委員と同趣旨によりまして、明改の前田正が質問をさせていただきたいと思います。

○石橋委員 まず、労働者派遣法についてお尋ねをいたしました。

○甘利国務大臣 以上で私の質問を終わります。

ております家政婦であるとかあるいはマネキン等の紹介事業については、これは、激変緩和といいますか激変回避のための上限額を省令等に規定することとしたいというふうに考えております。

また、モデル等の紹介事業については、手数料の額等を定めた手数料表の届け出を義務づけるとともに、手数料の額等の目安を策定することとしたいと考えております。

○石橋委員 以上で私の質問を終わります。

○岩田委員長 次に、前田正君。

○前田(正)委員 今のお石橋委員と同趣旨によりまして、明改の前田正が質問をさせていただきたいと思います。

○甘利国務大臣 まず、労働者派遣法についてお尋ねをいたしました。

○石橋委員 まず、労働者派遣法についてお尋ねをいたしました。

○甘利国務大臣 ただいまの点、御指摘の趣旨に沿いまして指針に明記をすることとしたいと考えます。

○前田(正)委員 次に、前田正君。

○甘利国務大臣 ただいまの点、御指摘の趣旨に沿いまして指針に明記をすることとしたいと考えます。

○前田(正)委員 次に、前田正君。

○甘利国務大臣 ただいまの点、御指摘の趣旨に沿いまして指針に明記をすることとしたいと考えます。

○前田(正)委員 次に、前田正君。

○甘利国務大臣 ただいまの点、御指摘の趣旨に沿いまして指針に明記をすることとしたいと考えます。

○前田(正)委員 次に、前田正君。

○甘利国務大臣 ただいまの点、御指摘の趣旨に沿いまして指針に明記をすることとしたいと考えます。

紛争処理機関の整備について、そのあり方をさらにお討してまいりたいと考えております。

○前田(正)委員 派遣元による派遣労働者等の各人の希望及び能力に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保について、法第三十条の一層の徹底を図るべくではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○甘利国務大臣 法第三十条の規定の内容を指針において明確化することとしたいと考えております。

○前田(正)委員 次に、育児・介護休業の取得者の代替要員の労働者派遣については、製造業の直接生産工程の業務においても労働者派遣を行えるようになりますが、いかがお考えでしょうか。

○甘利国務大臣 派遣元に対する指導助言及び改善命令違反事案に対する指導助言及び改善命令等の厳正な運用を図るべきではないかと考えます。

○前田(正)委員 派遣元に対する指導助言及び改善命令違反事案に対する指導助言及び改善命令等の厳正な運用を図るべきではないかと考えます。

○甘利国務大臣 派遣元に対しまして、適切な指導助言そして改善命令及び違法事案に対する厳正な指導を徹底することとしたいと考えております。

○前田(正)委員 派遣元に対する指導助言及び改善命令違反事案に対する指導助言及び改善命令等の厳正な運用を図るべきではないかと考えます。

○甘利国務大臣 派遣元が派遣労働者に対する雇用主としての責任を果たすよう、休業手当として支払いを初め労働基準法等の規定の厳格な履行を確保する措置を定めるべきではないかと考えます。

○甘利国務大臣 派遣元に対しまして、適切な指導助言そして改善命令及び違法事案に対する厳正な指導を徹底することとしたいと考えております。

○前田(正)委員 次に、職業安定法についてお伺いをいたしました。

○甘利国務大臣 求職者の保護される個人情報の範囲、及び求職者が情報についての開示や訂正の請求ができることを定めるべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○甘利国務大臣 ただいまの点は、御指摘の趣旨に沿いまして指針において具體化することとしたいと考えます。

○甘利国務大臣 ただいまの点は、御指摘の趣旨に沿いまして指針において具體化することとしたいと考えております。

○甘利国務大臣 ただいまの点は、御指摘の趣旨に沿いまして指針において具體化することとしたいと考えます。

○甘利国務大臣 ただいまの点は、御指摘の趣旨に沿いまして指針において具體化することとしたいと考えます。

○甘利国務大臣 御指摘の趣旨に沿いまして、公共及び民間に共通をする標準職業名等を策定しまして、その公表、普及に努めることとしたいと考えております。

○前田(正)委員 次に、公共職業安定所と職業能力開発機関との連携の強化を図るべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○甘利国務大臣 御指摘に従いまして、職業能力開発機関との連携の強化を図つてまいりたいと考えております。

○前田(正)委員 次に、職業安定所で民間職業紹介所の情報を検索できるようにするなど、民間職業紹介所の情報を含む雇用情報を見直すべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○甘利国務大臣 地方公共団体等の協力を得つつ、求人開拓等を実施しますとともに、公共、民間の相互協力の一環としまして、公共職業安定所におきまして民間職業紹介所の所在地であるとか業務内容等に関する情報を提供するようにしてまいりたいと考えております。

○前田(正)委員 次に、職業安定所が公益法人や労働団体などの無料職業紹介所に対し、情報提供などの連携を強めるべきではないかと考えます。いかがお考えでしょうか。

○甘利国務大臣 公益法人や労働組合等の行います無料職業紹介事業に対しまして、公共職業安定所が雇用の情報、職業に関する調査研究の成果等の提供等の援助の強化を図つてまいりたいというふうに考えております。

○前田(正)委員 それでは、質問を終わります。

○岩田委員長 次に、青山丘君。

○青山(丘)委員 大分議論も煮詰まってきたおりまますので、極めて整理して質問をさせていただきます。

労働者派遣事業制度は、法施行以来約十三年を経過いたしましたが、この間、希望する日時、希望する職場において働きたいとする労働者の二つがあり、一方、企業は、必要な人材を臨時的、

緊急的に確保したいという企業のニーズがあります。これは、一つには、産業構造が変わっていくことで、双方のニーズにこたえ、労働力需給のマッチングを実現することによって多様な就業の機会の拡大に大きな役割を果たしてきました。また、こうしたニーズは、近年における経済社会構造の変化を背景としてますます高まってきております。このため、ILO条約等の国際的な動きも踏まえつつ、より一層迅速で確かな労働力需給のマッチングが促進されるよう、労働者派遣制度を見直して雇用の安定を図つていくことが必要があります。

今回の政府案は、我が国の長期雇用システムといった長期雇用慣行に対する配慮、それから労働者の保護に対する配慮、そうした上で、広範な業務分野において臨時の、一時的な労働力需給調整に労働者派遣事業制度を活用できることとしているところであつて、労使双方からのニーズに的確にこたえるものとして高く評価できると私は考えております。

今回の審議においては、一つは、労働力需給調整機能の強化のために、労働者派遣事業制度を積極的に活用することが重要であるということが明らかとなつきました。また一方、常用雇用代替の防止措置が必要ではないか、労働者保護措置が必要である。その防止措置、保護措置の実効性については十分に担保していくことが必要だという議論がなされました。

このため、労働力需給調整機能の強化に向けて新たな労働者派遣事業をどのように活用していくのかという課題があります。また、改正法案に盛り込まれておる常用雇用の代替防止措置それから労働者の保護措置、これの実効性をどのように確保していくのかという課題がもう一つあると思いますが、これへの取り組みについて、労働大臣の決意をお伺いいたします。

○甘利国務大臣 ただいまの完全失業率四・八%は、その大宗が各種ミスマッチによるものであります。ということは、つまり、単に景気を回復させるだけではこの問題の抜本的な解決にはならないことであります。

社会が要求する各種ニーズにどうこたえていくか。これは、一つには、産業構造が変わっていくわけでありますから、経済のソフト化とかあるいは情報化と言われますように、時代を担う産業の主軸が少しずつ変わつてくるわけであります。そこで、労働力の需給調整機能が発揮できる経済社会か否かにその国の将来がかかるかと想います。

もちろん、ライフスタイルの変化もあります。少子化あるいは高齢化という問題に直面をして、どうやって高齢者の方あるいは女性の方が社会参加をし、あるいは家庭と仕事との両立ができるか、そのため一時的な労働力の確保をどう図るか、これもさらに重要な課題になつていくわけであります。一時的に働いて海外に留学をする、あるいは旅行するため、この期間だけこういう仕事を働きたいというニーズも大きくなつてくるわけでありますし、そういったもろもろの社会のニーズはどうこたえていくか、そうした中で、青山先生御指摘のように、労働者の権利侵害あるいは從来持つていてる当然の位置が崩れるようなことがあつてはならない。そこで、労働者の保護をどう図つていいか。つまり、マイナス面をできるだけなくしてプラスの面をこの新しい経済社会の中に生かしていく、これが課題だと思っております。そして、その課題に十二分にこたえ得る法律であるといふように理解をいたしております。

○青山(丘)委員 いま一点は職業安定法についてであります。我が国の労働力需給調整にかかる基本法として、労働力の需給調整は公共職業安定所における職業紹介を原則とするという考え方で、戦後五十年以上にわたって機能してきました。しかし、近年の労働力需給にかかるニーズの変化や、今大臣がおっしゃられたような変化がありました。ILO条約等の国際的な動きを踏まえた見直しが必要となつてきたところであります。

今回の政府案は、公共職業安定所の職業紹介をさらに充実し強化するとともに、民間の職業紹介を

事業についても、民間の活力や創意工夫を生かし、労働力需給調整の役割を果たすとするものであります。そして、公共と民間の労働力需給調整が円滑、的確に行われ、かつ、労働者の保護が十分に確保されるような労働市場のルールを整備し充実することこそ必要である、そして、その厳正な運用、的確な履行を図つていくこととされています。

このため、一つは、公共職業安定所、いわゆる公共の職業紹介機能の強化とともに、今回新たに位置づけが与えられる民間の職業紹介事業者の機能をどのように有効に活用していくのかという課題があります。いま一つの課題は、今回整備されたルールの中には、個人情報を保護していく、労働条件の文書明示をするべきであるなどの労働力需給調整に共通する重要なルールが含まれておりますが、これらのルールの内容をいかに具体化し、実効あるものとしていくかという課題があると考えますが、この点についての労働大臣の決意はいかがでしよう。

○甘利国務大臣 先ほどから先生御指摘のとおり、まさに官民相まって社会の広範なニーズにどうこたえていくか、あるいは、来るべき時代にどう備えていくか、そのための法整備をどう図るかということいろいろ議論をいたいたわけであります。当然労働市場のルールを整備する、きちんととしたルールのもとに基本的な労働者の権利が侵害をされることのないよう、そして、求人側あるいは求職側にとってメリットのあるシステムをどう準備するかということで御議論をいたたいてまいつたと承知をいたしております。

もちろん、今回の法整備は、伝統的な日本の雇用形態のいい点はしっかりと維持をしていくため、そのわきをどう固めていくかということにも資するんだというふうに思っております。いいところはしっかりと守つて、取り入れるべきところは大胆に取り入れて、来るべき時代に日本がしっかりと生き残つて、働く者の権利がしっかりと守られるように頑張つていきたいというふうに思つてお

りあす。

○青山(丘)委員 今回の法改正で、働く人々が多様な選択肢をまず確保していく、そのことが、職業を通じて自己実現を図っていくことに大きくつながっていくのではないかと思います。ぜひひとつしつかり進めていただきたいと思います。終わります。

○岩田委員長 次に、大森猛君。

たのは常用代替防止の問題でありました。政府案では常用代替防止の措置として派遣期間の一年制限を設けているわけですが、この質問と答弁に、委員会の審議の中でも混戻やあるいは誤解等があつたのではないかと思います。

この点で改めてお聞きをするわけでありますが、政府の答弁では、課ごとの係、班で一年を超えて派遣労働者を受け入れてはならない、こういう説明だつたわけであります。しかし、まず一つ、同じ会社の中でも、課を変われば同一派遣労働者が一年を超えて継続して派遣就業することが可能になる。二、また、同じ課内でも、係や班が変われば同一派遣労働者でも一年を超えて派遣就業することが可能になる。

「その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」。二つ目が、「その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務」。そして三つ目は、その他「事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの」。法律上これらは無限定で、縛りがきかなくなる。そういうおそれが十分にある。法律上もしり抜けになり得るものだとまず申し上げたいたいと思うわけです。
さらに、これは委員会の審議の中で取り上げました、現行法でも実は期間制限があるわけですが

ね。基本は一年、登録更新二回、三年と。ところが、先般、銀行業界で私どもが調査に入った職場では、五年、七年、長い人で十数年、派遣で勤めている人がいるわけであります。

ら、その実態に即して判断することになるわけであります。
この具体的な判断基準についてでありますけれども、中央職業安定審議会にお詣りをしました上

○渡邊(信)政府委員 そういう趣旨で申し上げた
まう、非常に難しい言葉でありますけれども、要
するに厳格に解釈しない、こういう答弁は撤回し
ていただきたいと思う。この点どうでしよう。

「これはなぜか。ここに「新・労働者派遣法の実務解説」、これはなかなか私どもには見せてもらえないませんでしたけれども、この中でちゃんとそういう抜け道が説明してある。つまり、著しく短時間、質問で取り上げたのは週十五時間ということことで、雇用保険、社会保険等々が適用できない雇用で、短時間労働者でも、一人おれば常用労働者に相当する。その意味では、これは立派に常用代替を進める役割を十分に果たしている。法律上、そして運用上、大きなしり抜けである。

私は、この最後の委員会質問をするに当たつて、改めて大臣に、こういう法律上のしり抜け、運用上のしり抜けを本当に食いとめる措置、それを積極的にせひ徹底してほしい、この点で御意見をお聞きしたいと思います。

○甘利国務大臣 まず、主要な点に関して私からお答えをさせていただきまして、詳細について、必要があれば政府委員からお答えをさせていただきます。

今回の改正によりまして、新たに労働者派遣事業を行うことができることとなる分野については、労働者派遣の期間を原則一年に制限をしまして、一年を超えて労働者派遣を受け入れた派遣先を勧告、公表の対象とする一方で、労働者派遣をして、一年を超えて労働者派遣を受け入れた派遣先を行った派遣元に対する許可の取り消しなどの措置など、常用雇用の代替防止のための措置を講じておるわけでございます。

これらの規定の適用の前提となります派遣就業の場所ごとの同一の業務についてでありますから、一般に同種類の仕事を行っている企業組織の最小単位としての係であるとかあるいは班で行われている業務を基本として判断をされますけれども、現実には企業の組織形態はさまざまありますから

で、指針に明確なものとなるよう定めてまいる考
えでおりますが、この基準に従いまして常用雇用
の代替の防止のための措置を適正に運用すること
によりまして、代替防止に十分な実効を上げるよ
う努めてまいりたいと思っております。

○渡邊(信)政府委員 一般の改正は、派遣業務の
適用対象を拡大するということと同時に、常用代
替の防止あるいは労働者の保護、こういったこと
について規定をしているものであります。現行
の二十六業務を含めましてその厳正な運用とい
うことについて努力をしてまいりたいと思います。

○大森委員 今厳正な実施というお話をありまし
たけれども、今回あれば常用代替防止措置期間
制限の問題に議論が集中し、今回与党も含めて
この部分での修正がされたということ自体、提
出された法案に不備があつた、しり抜けがあるか
らこそりをふさぐということで今回修正案が与
党も含めて出されたということですね。なお、こ
ういう指摘があれば、積極的にそれを防止する本
当に厳正な措置をとつてほしいということを重ね
て要望したいと思います。

今職安局長が厳正な措置と言われたわけなので
すが、この法案の審議の最初の日、四月の二十八
日、私が問題にした派遣労働の期間制限。職安局
長はどうお答えになつたかといえば、「今般派遣
労働を広く認めるということにしたわけでありま
しょうか。今回、改正案で労働大臣が答弁してき
た労働者保護の充実は、これはもうつけ足しとい
うことになつてしまふのじやないか。没却してし
す。これは一体どういう意味か。

われではございませんで、種々議論がありましたが、同一の業務と申しますのは、あくまで法律に定められた同一の業務、あるいは継続して、こういったことの法律の解釈になろうと思ひますから、その解釈については狭いもの広いものないと思ひます。

○大森委員 や、どう讀んでも、先ほど運用上のしり抜けを申し上げて、これもあと参議院の審議でも申し上げていきたいと思うのですが、委員会で取り上げた、例えば実質的には派遣労働でありながら、偽装請負にむしろ労働行政として指導をしていく、その指導のやり方もこの中に含まれているわけであります。いずれ問題にいたしますけれども、冒頭の大臣の答弁でもいろいろおっしゃいましたけれども、私が申し上げた、事業所の中に幾つもある課、同一の業務の縛りも課を最小単位としたために脱法的応用が十分さまざま可能となる、この点も私は明らかになつたと思います。

そういう意味で、私どもが提出した法案は、派遣労働の対象業務、二十六業務をこれ以上広げない、限定期を維持し、かつ適用単位を事業所全体ではなくたわけです。この事業所全体の適用だけでも脱法的な悪用が相当制限できるのではないか。少なくとも職場の最小単位だけで、課でくくつた場合よりもこれを抑える力というのが大きいことが言えるのだと思います。

ですから、政府案の課、係ごとの単位を事業所大するということにつきまして、現在のコンセンサスがどういったところにあるかということに係ると思います。そういったことを、長い間関係係員が、この点だけちょっとお聞きしておきたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 これは派遣業務の対象を拡

議会の御議論を踏まえて、「同一の業務について「継続して」ということで条文上規定しているわけでありまして、同一の業務といいますのは、分類上はやはり前任の派遣労働者が行っていた業務ということ、そういった縛りにならうかということ、うに思いますが、従来、随分議論がありましたが、それでは余りに狭いのではないかということで、常用代替の防止という趣旨も踏まえながら、企業における最小の単位、そういうもので同一の業務をとらえたらどうかというふうに考えておるわけであります。企業の最小単位においては労働者が同種労働を行っているのではないか、そういうしたものについての代替防止をしようという解釈はどうかということで、従来から議論があつたというふうに思つております。

企業単位ということになりますと、余りに条文上の同一の業務という範囲を離れ過ぎることにならうかというふうに考えております。

○大森委員 時間が参りましたので終わりますけれども、この点に関連して、三党の修正案が示され、期間制限に違反した場合には罰則がつけられることになった。広範な労働者の不安と要求を反映したものとして、これはこれとして意味があると思いますけれども、そういうくくりの問題ではやはり、より脱法的な活用を防ぐ意味で、事業所単位のそういうものを引き続き今後も私どもを要求していきたい。

同時に、さまざま他の労働団体から寄せられている要望等を実現のために、今後審議院等でもさまざまな形で大いに論戦等もやっていくということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○岩田委員長 次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 社民党の濱田健一でござります。

この間の質疑で、幾つかの問題点、課題等々が浮かび上がってきたというふうに認識しておりますので、その点について質問をさせていただきたいと思います。

まず、派遣法でございますが、派遣元が労働者を新たに派遣労働者にしようとする場合において当該労働者の同意を得られなかつたときに、解雇等の制裁が行われないよう措置を明確に定めるべきではないかというふうに思うわけでございますが、いかがでございましょうか。

○甘利国務大臣 派遣労働者になることを同意しなかつた労働者に対して事業主が解雇等の制裁を行うことのないように、指針に明記をすることとしたいと考えております。

○濱田(健)委員 次に、専ら労働者派遣の業務を特定の者に提供することを目的として行われることを防止するための実効ある措置というものが必要だというふうに私は思うのですが、この点についてはいかがでございましょうか。

○甘利国務大臣 特定派遣のは正に関する勧告制度的確な運用を図りますとともに、専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行わないことを許可の条件として付することとしたいと考えております。

○濱田(健)委員 三点目ですが、派遣元事業主は、派遣労働者が情報の開示、訂正の請求をしたことを理由として派遣労働者等に對して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないということにすべきではないかと思うのですが、いかがでございましょうか。

○甘利国務大臣 ただいまの点、御指摘の趣旨に沿いまして指針において具体化することとしたいと考えております。

○濱田(健)委員 次ですが、派遣元に係る個人情報の保護の規定違反について、許可の取り消し、事業停止命令、改善命令等の行政処分や、改善命令違反についての罰則等の措置の適用の徹底といふものを図る必要があるというふうに思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 派遣元事業主に係る個人情報の保護規定違反に関しましては、許可の取り消し、あるいは事業停止命令、改善命令等の行政処分や、改善命令違反に対する罰則等の措置について

○濱田(健)委員 次ですが、派遣元が派遣先による労働者の特定を目的とする行為に協力することを禁止する旨明確化するための措置を講じて、指導の徹底を図るべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 御指摘のとおり、派遣元が派遣先による労働者の特定を目的とする行為に協力をすることを禁止する旨を指針に明記をした上で指導の徹底を図ることとしたいたと考えております。

○濱田(健)委員 六問目ですが、労働者派遣契約の中途解除に際して、派遣先が派遣元に契約解除の理由を明示することについて必要な措置を定める必要があるというふうに思うのですが、いかがでしようか。

○甘利国務大臣 派遣先は、派遣元から請求があつたときには、契約解除の理由を明示するべき旨を指針に明記をすることとしたいたと考えております。

○濱田(健)委員 次ですが、派遣元が教育訓練の実施を確實に行ひ得るよう、許可基準の厳格な判定を行うとともに、教育訓練の実施について指導の徹底を図る必要があるというふうに考えるのですが、この点はいかがでしょうか。

○甘利国務大臣 派遣元が教育訓練の実施を確實に行うように、許可及び許可の有効期間の更新に際しまして許可基準の厳格な判断を行いますとともに、許可等の後においても、教育訓練の実施について指導の徹底を図ることとしたいたと考えております。

○濱田(健)委員 次ですが、派遣先における派遣労働者の福利厚生施設の利用、教育訓練の機会に關する事項について労働者派遣契約の必要契約記載事項とするための必要な措置を定めるとともに、派遣元による労働者派遣契約の締結事項の派遣労働者への明示の一層の徹底を図る必要があるというふうに考えるのですが、この点はいかがで

○甘利国務大臣 派遣労働者への明示事項といった記載事項として省令の第二十六条に規定をされてしまして、省令の第二十六条に規定をされてしまして、派遣先における派遣労働者の福祉増進のための便宜供与に関する事項を労働者派遣契約の必要事項として省令に規定をしますとともに、派遣先による教育訓練についての必要に応じた便宜がこれに含まれる旨を指針に明記をいたしました。就業条件の明示の徹底を図るようにしたいと考えております。

○濱田(健)委員 派遣先における派遣労働者に係る適切な業務上の指示について、契約に定められた業務以外の業務の指示や時間外の業務指示を受けること等のないよう徹底を図るために措置を定める必要があるというふうに思うのですが、この点はいかがでしようか。

○甘利国務大臣 法第三十九条に規定をされています、派遣契約の定めに反することとのないよう派遣先が講ずるべき適切な措置、この内容を指針に置いて一層具体化、明確化することによりまして対処することと考えております。

○濱田(健)委員 次です。

派遣元に、労働者派遣法及びこれに基づく命令の要旨を派遣労働者に周知させるための必要な措置を定めるべきではないかと思うのですが、この点はいかがでございましょうか。

○甘利国務大臣 派遣元が労働者派遣法関係法令の周知を行うべき旨を指針に明記をするといふことをしたいと考えております。

○濱田(健)委員 安定法について一問。

新聞、雑誌その他刊行物に掲載する広告、文書の掲出または頒布その他命令で定める方法により労働者の募集を行う者が、職業安定法第五条の三第一項により、当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当つて、当該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないような的確な表示が行わされることを徹底するための措置を定める必要があるというふうに考えますが、この辺はいかがでしようか。

○甘利国務大臣 御指摘の趣旨に沿いまして、的確な表示のための具体的な留意事項を指針に明記

労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

ととしております。

用機会均等法の適用に関し、職

て賛成の討論を行います。

ひ職業安定法の改正は、

○濱田(健)委員　これで質問を終わりたいと思うのですが、厳しい経済状況や雇用失業状況のものがまた今月の末には出てくるだろうと思うのですけれども、やはりこの派遣労働というのはあくまでも一時的、臨時的なものであって、多くの労働者の皆さん方が、できるなら常用雇用と

○石橋委員　ただいま議題となりました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮並びに妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置の規定については、派遣労働者の就業に関する、労働者派遣を受ける者もまたその労働者を雇用する事業主とみなして適用することとしております。

近年における急速な産業構造の変化や国際化、労働者の就業意識の変化等の社会経済の構造変化に伴う労働力需給のニーズの変化、さらには民間の労働力需給調整事業についての新たな国際基準としてのILO第百八十一号条約の採択といった内外の動向を十分に踏まえ、労働力需給の円滑、的確な結合を促進することにより、雇用の安定を図ること

○甘利國務大臣　ただいまの先生の御指摘の趣旨に沿つて、この両案が本来期待されている効果をきちんと發揮ができるよう、そして、心配をされてゐる弊害が出ないように、遗漏なきを期していきたいと、いうふうに考えております。

○濱田(健)委員 終わります。

○岩田委員長 以上で、各案中、第百四十三回国会、内閣提出、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案及び内閣提出、職業安定法等の一部を改正する法律案に対する質疑は終局いたしました。

わたり精力的な協議を重ねた結果、本案に対し、派遣先に対する雇い入れ勧告等、男女雇用機会均等法の適用に関する特例等についての修正案の意見の一一致を見たものであります。その修正案の趣旨は、次のとおりであります。

第一に、一般労働者派遣事業の許可の基準として、個人情報を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていることを追加することとしております。

第二に、派遣元事業主は、派遣期間の制限の対象となる業務について、労働者派遣を受けようとする者から期間の制限を超えることとなる最初のこと

第八に、派遣期間の制限の対象となる業務について、派遣先が派遣期間の制限を超えることとなる最初の日以後継続して労働者派遣を行つた派遣元事業主に対し、所要の罰則を科することとしております。

第九に、施行期日を、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日とすることとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○岩田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

ついて労働者派遣事業を行えることとすること。
第二に、派遣期間を原則として一年以内とし、
また、一年間継続して派遣就業した労働者について
その派遣先の雇用の努力義務を新たに規定するなど
常用雇用の代替防止を図るとともに、派遣労働者
の派遣先での直接雇用の実現のための措置を設
けること。

第三に、個人情報の保護、違法事案に係る申告
制度の創設等の労働者保護措置の拡充を図ること
などを内容とするものであり、厳しい雇用情勢のもとで、多様な就業機会を拡大し、雇用の安定、
確保に大いに資するものであります。

○岩田委員長 この際、第百四十三回国会、内閣提出、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、森英介君外七名から、自由民主党、民主党、公明党、改革クラブ、

日の通知がないときは、当該労働者派遣契約を締結してはならないこととしております。

○畠田委員長 これより両案及び修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。能勢和子君。

○能勢委員 私は、自由民主党及び自由党を代表

次に、職業安定法の改正案は、有料職業紹介事業の取り扱い職業の原則自由化、個人情報の保護等の公共及び民間に共通する労働者保護等のルールの整備、公共職業安定所の機能の強化等を内容とするものであり、ミスマッチを解消し、失業期間の短縮をもたらすものであります。

自由党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による修正案が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。石橋大吉君。

第四に、派遣元事業主は、派遣労働者の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者の資格取得等の確認の有無に関する事項を派遣先に通知しなければならないこととしております。

して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について、自由民主党、民主党、公明党、改革クラブ、自由党及び社会民主党提出の修正案及び修正部分を除く原案に賛成、並びに職業安定法等の一部を改正する法律案について

政府案については、以上のとおり、時宜を得た内容であるものと考えますが、労働者派遣法の改正案に関しては、審議を通じ、常用雇用の代替防止及び労働者保護についてさらに充実を図る必要があるとの認識に至ったところであります。五党提出の修正案では、これらの点についてより適切な方

容となつたと考へます。

以上の理由により、私は、労働者派遣法等の一部改正案の修正案及び修正部分を除く原案に賛成、並びに職業安定法等の一部改正案について賛成するものであります。

以上で私の討論を終わります。（拍手）

○岩田委員長 次に、前田正君。

○前田(正)委員 私は、民主党・公明党・改革クラブ及び社会民主党を代表して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一項を改正する法律案について、自由民主党・民主党・公明党・改革クラブ・自由党及び社会民主党提出の修正案及び修正部分を除く原案に賛成、並びに職業安定法等の一部を改正する法律案について賛成の討論を行います。

労働者派遣法及び職業安定法改正の政府案については、急速な産業構造の変化、労働者の就業意識の変化など、社会経済の構造変化に伴う労働力需給のニーズの変化や、ILO第八百八十一号条約の採択といった国際的動向に対応したものであり、おむね時宜を得た内容のものと考へられるものであります。

しかしながら、労働者派遣法の改正案については、秘密の漏えいの禁止を初めとする労働者保護措置や、労働者派遣による常用雇用の代替防止に係る措置の実効性について、なお不十分な点も認められるところであります。

このため、公明党・改革クラブを初め五党としては、当委員会における審議を通じ、派遣期間が一年を超えた場合であって、派遣労働者が派遣元に雇用されることを希望する場合、派遣先がその保護の実効性を確保すること、セクハラ・母性保護に関する雇用機会均等法上の責任を派遣先にも負わせること、労働・社会保険の適用促進について措置を講ずる必要があるとの認識で一致いたし

ました。

こうしたことから、五党提出の修正案では、先部改正案について、五党提出の修正案及び修正部分を除く原案に賛成するとともに、職業安定法等の一部改正案について賛成するものであります。

以上の理由により、私は、労働者派遣法等の一部改正案について、五党提出の修正案及び修正部分を除く原案に賛成するものであります。

以上で私の討論を終わります。（拍手）

○岩田委員長 次に、大森猛君。

○大森委員 私は、日本共産党を代表して、政府提案の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案及び職業安定法等の一部を改正する法律案に對し、反対の討論を行います。

これらの法案は、戦後打ち立てられてきた雇用秩序、すなわち職業選択の自由を、労働者の適性に応じた職、仕事を保障するという、新しい憲法理念に基づいた国民の基本的権利を損なうものではありません。五千万人を超える我が國労働者の基本上にかかわるこの重大問題をわざか二十時間に満たない審議で可決することは、到底許すこととはできません。

職業安定法の一部改正案は、有料職業あつせん業を全面的に解禁することとしております。これは職安法の性格を根本的に変えるものであります。すなわち、職業紹介の原則である、自由的確・公益・公平・中立・労働条件の明示の六原則を否定し、国民への職業のあつせんを営利事業のもとに置こうというものです。容認できるものではありません。

政府提案の労働者派遣法一部改正案についても同様であります。

第一に、二十六業務に限定していた派遣労働を、一部の業務を除いて原則自由化したことでの対応を強化すること、派遣元における個人情報保護の実効性を確保すること、セクハラ・母性保護に関する雇用機会均等法上の責任を派遣先にも負わせること、労働・社会保険の適用促進について措置を講ずる必要があるとの認識で一致いたし

ります。

第二に、本法案が、大量につくり出された派遣労働者を常用労働者と置きかえて、リストラを促進することになることは、本委員会の質疑を通じて余すところなく明らかになりました。

第三に、政府は、常用代替を防止する条文を新たに設けたと繰り返し強調しましたが、同じ事業所の中でも、課をかわり、係をかわれば一年間の期間制限が適用されない、しり抜けの規定を政府が進めていくこととあわせてみると、まじめに提案しているとは考へられません。

第四に、製造業には当分の間派遣労働を適用しないと附則を設けましたが、これもしり抜けであります。製造現場では、實際には請負という名で大規模に派遣労働者化が進められています。しかも、派遣と請負の区別という大臣告示を労働省自身が悪用して、違法派遣を偽装請負にする指導までしております。このようなことが今後も続けられるならば、製造業の適用除外は全く意味がないものになります。

さらに、派遣労働の矛盾が集中する登録型派遣についても、労働団体の強い要求にもかかわらず、継続となっていることも問題であります。

派遣労働や有料職業紹介の自由化は、今日の日本が抱える深刻な事態を労働者の犠牲でもつて乗り切ろうとするものであり、本来、労働者の保護に当たるべき労働省が、産業の競争力強化のために、労働者の雇用にまで手をつけ、その労働条件切り下げに活路を見出したことがあります。これは、政府・与党が国民主権の憲法をじゅうりんし、不況の深刻化と雇用不安、社会不安を一層強めるに当たるべき労働省が、産業の競争力強化のためには、労働者の雇用にまで手をつけ、その労働条件を切り下げに活路を見出したことがあります。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○岩田委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 この際、本案に対し、森英介君外四名から、自由民主党・民主党・公明党・改革クラブ・自由党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。濱田健一君。

○濱田(健)委員 私は、提出者を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

最後に、我が党が提起した派遣労働者保護法案

こそが抜本的な改正の道であることを申し上げるとともに、引き続き派遣労働者の保護と労働法制、労働行政の改悪、後退を許さず、参議院段階でも、必要な派遣労働法の抜本的改正のために、あらゆる労働団体、労働者とも連帯して、最後まで奮闘することを表明し、討論を終ります。（拍手）

○岩田委員長 これにて討論は終局いたしました。

案文を朗読して説明にかえさせていただきま
す。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び
派遣労働者の就業条件の整備等に関する
法律等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議（案）

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項に
ついて適切な措置を講ずべきである。

一 適用除外業務を政令で定めるに当たつて
は、その業務の実施の適正を確保するために
は労働者派遣により派遣労働者に従事させる
ことが適当でないと認められる業務について
中央職業安定審議会の意見を踏まえ適切
に措置すること。

二 諸負等を偽装した労働者派遣事業の解消に
向けて、労働者派遣事業と請負により行われ
る事業との区分に関する基準について一層の
具体化、明確化を図るとともに、厳正な指導・
監督に努めること。

三 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由によ
り労働者派遣契約の中途解除を行おうとする
場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確
保を図ることとし、これができないときは契
約解除の少なくとも三十日前に派遣元事業主
にその旨の予告を行わなければならないこと
とともに、この予告をしない派遣先は
派遣労働者の三十日分以上の賃金に相当する
損害賠償（解除の三十日前の日と予告をした
日の間の日数が三十日未満の場合はその日
数分以上の賃金に相当する損害賠償）を行わ
なければならぬ旨を指針に明記し、その履
行の確保を図ること。

四 派遣元事業主は社会・労働保険に入れる必
要がある派遣労働者について加入させてから
労働保険に加入している派遣労働者を受け入
れるべき旨を指針に明記し、その履行の確保
を図ること。
また、派遣労働者を含む短期雇用労働者に

係る社会・労働保険の在り方について検討す
ること。

五 派遣労働者の職業能力の開発・向上を図る
ため、派遣元事業主による一層の教育訓練の
機会の確保が図られるよう、適切な指導等に
努めること。

以上であります。

○岩田委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○岩田委員長 以上で趣旨の説明は終わりま
した。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 起立総員。よって、本動議のとお
り本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○岩田委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求め
ました。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 次に、内閣提出、職業安定法等の
一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 起立多数。よって、本動議のとお
り可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 起立多数。よって、本動議のとお
り可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 起立多数。よって、本動議のとお
り可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 次に、内閣提出、職業安定法等の
一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○岩田委員長 以上で趣旨の説明は終わりま
した。

公共職業安定所その他の職業安定機関が勤労
權及び職業選択の自由の保障のセーフティネットとしての役割を適切に發揮できるよう、ま
た、民間の事業者がその活力や創意工夫を活か
し労働力需給調整の役割を適切に果たせるよ
う、職業安定機関の職業紹介、職業指導等の機
能の拡充強化、民間職業紹介事業者、労働者派
遣事業者等に対する指導監督の強化、求職者、
派遣労働者等からの苦情等への対応の充実等を
図るとともに、必要な体制整備に努めること。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○岩田委員長 以上で趣旨の説明は終わりま
した。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 起立総員。よって、本動議のとお
り本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○岩田委員長 本動議に賛成の諸君の起立求め
ました。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 起立多数。よって、本動議のとお
り可決すべきものと決しました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○岩田委員長 以上で趣旨の説明は終わりま
した。

午前十時二十四分散会

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労
働者の就業条件の整備等に関する法律等の
一部を改正する法律案に対する修正案

に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

7 労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないよう努めなければならない。

第一条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十五条の次に一条を加える改正規定の前に次のようないかれる。

第三十五条中「当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名その他の労働省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第二十一条ノ二第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて

労働省令で定めるもの

三 その他労働省令で定める事項

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十六条の改正規定中「改める」を「改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える」に改め、同条の改正規定に次のように加える。

四 当該派遣労働者等の個人情報の管理に関すること。

第一条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十七条の二を第四十七条の三とし、第三章第四節中第四十七条の次に次の二条を加える。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例)

第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関する特例)

は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第三章の規定を適用

する。この場合において、同法第二十一条第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十九条の二の次に一条を加える改正規定中「同条の次に次の二条を加える」を「同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の二項を加える」に改め、第四十九条の三の前に次のように加える。

3 労働大臣は、派遣先が第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けており、かつ、当該労働者派遣の役務の提供に係る派遣労働者が当該派遣先に雇用されることを希望している場合において、当該派遣先に対し、第四十八条第一項の規定により当該派遣労働者を雇い入れるように指導又は助言をしたにもかかわらず、当該派遣先がこれに従わなかつたときは、当該派遣先に対し、当該派遣労働者を雇い入れるように勧告することができる。

四十九条の二の次に次の二条を加える。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第六十一条の改正規定中「改め、同条第三号中「第三十四条から第三十七条まで」を「第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条」に」を削る。

附則第一条中「、平成十一年七月一日」を「、公布の日から起算して六月を越えない範囲内において政令で定める日」に、「平成十年法律第 号」を平成 年法律第 号に、「が平成十一年七月一日」を「がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)」に改める。

附則第二条中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」を「施行日」に改める。

附則第十一条のうち港湾労働法第十五条の改正規定中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第十二条中「、平成十一年法律第 号」の一部を次のように改定する。

第十二条 職業安定法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改定する。

第一条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二十四条の三を第二十四条の四とし、第二十四条の二の次に一条を加える改正規定のうち第二十四条の三第一項中「職業安定法第四条第九項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。」を削る。

第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十七条の二の改正規定中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改める。